

和光市駅北口土地区画整理審議会
第 41 回審議会(書面開催)における意見・質問と回答一覧

審議会委員 氏名	番号	関連資料	審議会委員からの意見・質問内容	意見質問に対する事務局回答
和田 正夫	No.1	事業計画書(第2回変更)について 資料 3-1 資料 3-2	<p>国庫補助金 14 億 85 百万減額となっています。 その摘要欄には、国費 11 億 20 百万円の減額、県費 2 億 78 百万円の増額、市費 6 億 49 百万円の減額となることが示されています。 減額となった理由をお教えてください。 又、市費と市単独費の違いをお教えてください。</p>	<p>■ 国庫補助金の減額について 国庫補助事業は、都市計画道路等の整備に要する費用を対象として、国が2分の1、市が2分の1を負担するものです。 これまでに整備した箇所の補助対象事業費については、要望額に対する国の交付額割合が低く、残りの補助対象事業を含めても当初計画の国庫補助金の額を下回ることから、国費及び市費を減額するものです。 なお、国庫補助金の対象となる都市計画道路等の整備に要する費用のうち県道部分に対しては、県が4分の1を負担するもので、令和2年度より補助採択を受けたことから、増額となるものです。これに伴い、令和2年度からは市の負担が4分の1になり、更に市費が減額することになります。</p> <p>■ 市費と市単独費の違いについて 市費は国庫補助金に対する市の費用負担分を示し、市単独費は国庫補助金以外の事業費に対するものです。</p>
	No.2	事業計画書(第2回変更)について 資料 3-2	<p>事業計画書の「年度別歳入歳出資金計画表」のなかで、過年度分の歳出・歳入は実績でしょうか。 実績とした場合、何年度までが実績でしょうか。 又、実績ではない場合、どのような内容の金額でしょうか。</p>	<p>事業計画書17頁の「3. 年度別歳入歳出資金計画表」について、平成 20 年度から令和元年度までの歳出・歳入は、実績値となっております。 令和2年度以降の歳出・歳入は、残りの事業を踏まえた計画であり、実績値ではありません。</p>
	No.3	事業計画書(第2回変更)について 資料 3-3	<p>事業施行期間を7年間延伸(うち工事期間5年)しました。あわせて、概略施工計画図(令和4年度～令和9年度)も修正されています。これにより令和4年度から令和9年度までの各年度別に「使用収益開始状況」を予定又は見込みベースで作成していただくことは可能でしょうか。 この予定又は見込みと実績を比較、評価することにより、遅延原因や対策がたてられるのではないかと思います。</p>	<p>これまでは、合意形成が得られた箇所の建物移転、道路・宅地・ライフラインの工事等を部分的に実施し、使用収益の開始を進めてきました。 今後は、合意形成を図りながら広範囲で集団的な建物移転等に取り組むことで、事業のペースアップを図り、今後5年間での工事完了に向けて、使用収益開始率を以下のとおり想定しました(概略施工計画図を踏まえた想定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4～5年度の使用収益開始率は、各年度 10%前後 ・令和6～7年度に使用収益開始がピークとなり、各年度 15%程度 ・令和8～9年度の使用収益開始率は、各年度 10%前後
	No.4	その他 資料 3-2	<p>今回の変更とは関係ありませんが、P6「(6)公共施設整備改善の方針」(イ)地域地区等の指定に記載されている「中央土地区画整理事業区域」142.0ha は、どの地区でしょうか。</p>	<p>「中央土地区画整理事業施行区域」142.0ha は、土地区画整理事業を施行すべき区域として、昭和 45 年 12 月 25 日に都市計画決定されました(参考資料の青線)。 中央土地区画整理事業区域のうち事業化された地区は、中央第二谷中土地区画整理事業地区(25.5ha)と和光市駅北口土地区画整理事業地区(11.3ha)となっております。</p>